

## 令和8年度 新郷村スモールビジネス支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 村内で小売店、飲食店、事務所等（以下「店舗等」という。）の開業（店舗等において事業を開始することをいう。以下同じ。）に係る初期投資の負担を軽減することにより村内での開業を促進し、商店街の賑わいづくりを促進することを目的に、当該年度予算の範囲内において、新郷村スモールビジネス支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、新郷村補助金等の交付に関する規則（平成8年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 村内の店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）若しくは事業所又は建物内の各フロアの空き床であって、以前は店舗等として使用されていたが、現在はその用途として使用されていないものをいう。
- (2) 空き家 過去に居住の用に供されていた建物であって、改装等により本店又は主たる事務所として活用するものをいう。
- (3) 新規事業者 創業及び事業拡大による多店舗経営等の目的で空き店舗及び空き家を活用する者をいう。
- (4) 既存事業者 新郷村で既に、店舗・事務所等を設置し営業している、法人・個人事業主が移転等の目的で空き店舗及び空き家を活用する者をいう。

### (対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、空き店舗、空き家等において事業を開始する個人、法人、団体又は村内の商店等団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける店舗等において事業の営業開始から3年以上継続して営業できること。
- (2) 申請時において、納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納していないこと。
- (3) 事業を完遂する十分な能力と自己資金を有すること。
- (4) 補助金の交付を受ける店舗等において、従業員等を配置し原則として1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。
- (5) 交付決定を受けた日から起算して、12月以内に営業開始すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (7) 開業しようとする区域において商工会団体等が組織されている場合にあっては、その構

成員となり、地域イベント、商工会活動及び地域の活性化に関するその他の活動に積極的に参加すること。

- (8)第16条に規定する補助金の返還が生じた際、当該補助事業者と連携して債務を負担する連帯保証人（村長が適当と認める者に限る。）を1名以上立てることができる者。
- (9)その他村長が特に認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。
- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者。
- (2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者。
- (3) 対象事業者が過去に同一の事業区分で補助金の交付を受けた実績を有する場合。
- (4)補助金の交付を受ける店舗等において行う事業について、法律等に基づく資格又は許認可等が必要であるときは、当該資格又は許認可等を有していない、又は営業するまでに有する見込みがない場合。
- (5) 補助金の交付を受ける店舗等の所有者と出店者との関係が別表1に掲げる要件を満たしていない場合。
- (6)前各号に掲げる者のほか、その事業の内容が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不適当と認められる者。
- (7)その他補助事業者として適当でないと村長が認める者

#### （補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新郷村において雇用の創出及び村の活性化に有効な小売業、サービス業（宿泊業及び飲食サービス業を含む。）、コミュニティビジネス（IT 関連を含む。）を営むために店舗等の開業に係る事業である。

#### （補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び額は、別表2に定めるとおりとする。

#### （補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費補助金（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 村内に居住する申請者にあつては同意書（様式第3号）、村外に居住する申請者にあつては居住する市町村の税金に未納がないことを証する書類
- (3) 宣誓書（様式第4号）
- (4) 法人の登記事項証明書の写し（個人の場合は住民票）

- (5) 定款、規約、会則等の写し（個人の場合は職務経歴書）
- (6) 収支予算（精算）書
- (7) 取得価格を明らかにできる書類（売買契約書、工事請負契約書等の写し等）
- (8) 店舗等が賃貸である場合には賃貸借契約書の写し、売買である場合には土地・建物の登記事項証明書
- (9) 補助対象事業に要する経費がわかる見積書（見積書又は設計書、位置図、各種図面等（写し可））
- (10) 自己資金の残高明細書、融資の決定通知書の写し
- (11) 連帯保証人承諾書（様式 第13号）
- (12) 連帯保証人の所得証明書及び市区町村税に未納がないことを証する書類
- (13) 許認可等証書、各種免状又はその申請書類の写し
- (14) その他村長が必要と認める書類

#### （補助の決定）

第7条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、新郷村スモールビジネス支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとし、不相当と認めたとときは、不交付を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

#### （事業の変更）

第8条 前条の規定により、交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業の変更をしようとするときは、あらかじめ、令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費変更承認申請書（様式第6号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更前の補助金交付決定額からの減額が20%以下である場合は、変更申請を省略することができるものとする。

#### （補助対象事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （補助対象事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年4月30日のいずれか早い期日までに、令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績を確認することができる領収書等
- (2) 事業内容を確認することができる工事写真帳等
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 村長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費補助金請求書(様式第10号)を村長に提出して行うものとする。

(補助金の支払い)

第13条 村長は、前条の規定による請求書を受領した場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

第15条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第7条の交付決定及び第11条の交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。
- (2) 店舗等の営業の開始3年未満で営業を休止し、又は廃業したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

(補助金の返還)

第16条 村長は前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消したときは、その旨を当該補助事業者に対し書面により速やかに通知するものとし、すでに補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。また、返還額については次のとおりとする。

- (1) 1年未満の営業休止又は廃業した者については、交付額の全額
- (2) 2年未満の営業休止又は廃業した者については、交付額の2分の1の額
- (3) 3年未満の営業休止又は廃業した者については、交付額の4分の1の額

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者が指定された期限までにこれを返還しないときは、村長は連帯保証人に対して当該補助金の返還を命じるものとする。

3 同条第1項の規定により補助金の返還を命じられた者について、村長がやむを得ない事由があると認めた場合は、返還額を減額又は免除することができる。

(報告義務)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった店舗等の営業状況について営業開始から3年間は、令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費補助金営業状況確認届(様式第11号)を村長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の対象となった店舗等を営業開始後3年未満で営業を休止し、又は廃業するときは、令和8年度新郷村スモールビジネス支援事業費補助金廃業(休止)届(様式第12号)を村長に提出しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分		対象範囲
空き店舗等の所有者	出店者	
法人	個人	1 出店者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族（配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。）でないこと。 2 出店者と空き店舗等を所有する法人が雇用関係にないこと。
	法人	1 出店者である法人の代表者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 所有法人と出店者の代表取締役が雇用関係にないこと。
	団体又は村内の商店街団体	1 出店者である団体の代表者と空き店舗等を所有する法人の代表者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 所有法人と出店者の代表が雇用関係にないこと
個人	個人	1 出店者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 出店者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。
	法人	1 出店者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 出店者である法人の代表者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。
	団体又は村内の商店街団体	1 出店者である団体の代表者と空き店舗等の所有者が、同一人又は同居の親族でないこと。 2 出店者である団体の代表者と空き店舗等の所有者が雇用関係にないこと。

別表2（第5条関係）

補助限度額

(1)新規事業者 100万円

(2)既存事業者 50万円

区分	補助対象経費	補助対象者	補助率
施設整備 経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の開業に係る改装工事に要する経費。 （内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費）</li> <li>・通信環境の整備に要する経費（Wi-Fi、LAN環境の構築のための機器設置工事等）。</li> </ul>	新規事業者	5分の4
		既存事業者	3分の2
店舗等賃 借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の用に供するための借用に要する経費。ただし、敷金、礼金、保証金その他これに類する経費を除く。</li> <li>・店舗等の用に供しない部分の賃借料が含まれているときは、店舗等に使用する面積とその他の部分の面積の割合により当該賃借料を按分した額。</li> <li>・事業の用に供する什器及び機械機器のリース・レンタルに要する経費（机、イス、パソコン、プリンタ、コピー機等、機械等）。</li> </ul>	新規事業者	2分の1
		既存事業者	

備考

- (1) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 他の補助金又は助成金の交付を受ける場合、その対象となった経費については、本補助金の補助対象経費から除外する。
- (3) 施設整備経費においては当該工事の全てを村内に本店を有する業者に発注するものとする。ただし、村内に施工可能な業者が存在しない等、真にやむを得ない事由があると村長が認める場合はこの限りではない。
- (4) 交付決定後に着手し、同一年度内に事業完了する事業に限る。
- (5) 店舗等賃借料は開業の日の属する月の翌月（開業の日が月の初日の場合は、その月）から起算して12月を経過する月までの賃借料について交付する。